

## 「株券等の配分の基本方針」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
<p>1. 当社は、募集（日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る新規公開株式、時価発行株式、新株予約権証券、新株予約権付社債券、不動産投資信託証券及び優先出資証券等（以下「引受等に係る株券等」という。）のお客様への配分においては、お客様の多様な運用ニーズにお応えする商品を公正・適切に提供することを旨とします。</p> <p>3. 当社は、新規公開株式の配分を次のとおり行います。</p> <p>(2) 個人顧客への配分 個人割当数量の 10%は募集・売出し価格以上の需要申告者のうち新規公開株個人優遇サービス対象客を除いた方を対象に、本社一括抽選により配分先を決定します。 残り 90%は、当社の新規公開株個人優遇サービス対象のお客様で募集・売出し価格以上での需要申告をなされた方を対象に一括抽選を行い、配分先を決定します。ただし、抽選にあてる数量が抽選対象のお客様の需要申告における数量を超える数量については、個人優遇サービス対象外のお客様の抽選に充当します。</p>	<p>1. 当社は、募集（日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る新規公開株式、時価発行株式、新株予約権証券、新株予約権付社債券、不動産投資信託証券、<u>インフラファンド</u>及び優先出資証券等（以下「引受等に係る株券等」という。）のお客様への配分においては、お客様の多様な運用ニーズにお応えする商品を公正・適切に提供することを旨とします。</p> <p>3. 当社は、新規公開株式の配分を次のとおり行います。</p> <p>(2) 個人顧客への配分 個人割当数量の 10%は募集・売出し価格以上の需要申告者のうち新規公開株個人優遇サービス対象客を除いた方を対象に、本社一括抽選により配分先を決定します。 残り 90%は、当社の新規公開株個人優遇サービス対象のお客様で募集・売出し価格以上での需要申告をなされた方を対象に一括抽選を行い、配分先を決定します。ただし、抽選にあてる数量が抽選対象のお客様の需要申告における数量を超える数量については、個人優遇サービス対象外のお客様の抽選に充当します。 <u>なお、一定の引受数量以上の新規公開銘柄については、かんたんダイレクトサービスのお客様の需要申告に対して、本社一括抽選により個人割当数量から 10%を配分するものとします。あんしん総合サービス（かんたんダイレクトサービス以外）のお客様の需要申告に対しては、公正を旨とし、お客様の投資意欲、</u></p>

旧	新
<p>① 個人優遇サービス</p> <p>計算期間中のお預り資産残高（月末残高の平均値）が 500 万円以上かつお支払いただいた手数料（対象：<u>株式、転換社債型新株予約権付社債等の委託手数料</u>）が 10 万円以上のお客様及び当社が別途定める基準により指定したお客様には、新規公開株式の個人優遇サービスを付加いたします。</p>	<p><u>リスクの認識度を見極めた上で、投資スタンス、当社との取引状況等を総合的に勘案し個人割当数量の残りを配分するものとします。</u></p> <p><u>(注) 一定の引受数量は、当社主幹事案件の場合はオーバーアロットメントによる売出しを含む募集等の総数が 2,000 単位とし、それ以外の場合はオーバーアロットメントによる売出しを含む募集等の総数に引受比率を乗じた数量が 2,000 単位とする。</u></p> <p>① 個人優遇サービス</p> <p>計算期間中のお預り資産残高（月末残高の平均値）が 500 万円以上かつお支払いただいた手数料（対象：<u>商品の総手数料相当分</u>）が 10 万円以上のお客様及び当社が別途定める基準により指定したお客様には、新規公開株式の個人優遇サービスを付加いたします。</p>